

«書評»

A. ヘニング／P. ディメオ：児島修訳、ドーピングの歴史

～なぜ終わらないのか、どうすればなくせるのか～

(原題、Doping: A Sporting History, 2022) 青土社(2023年)

邦訳されたドーピングに関わる書籍としては、I. ウォディングトン／A. スミス：大平章・麻生亨志・大木富訳、スポーツと薬物の社会学～現状とその歴史的背景（原題、An Introduction to Drug and Sports、2009）、彩流社（2014年）がある。それに続いて、2010年にジョルジュ・カンギレム・センター主催でパリ第7大学において開催されたシンポジウム「スポーツ・パフォーマンスの向上。ドーピングの倫理と哲学」がもととなった、J. N. ミサ／P. ヌーベル編：橋本一径訳、ドーピングの哲学～タブー視からの脱却～（原題、PHILOSOPHIE DU DOPAGE、2011）、新曜社（2017年）があり、これらに続く最新刊が本書である。

ヘニングは、スコットランド・スターリング大学講師で、スポーツ科学を専門とし、「パフォーマンス文化とドーピング化された身体－カテゴリー、ジェンダー規範、ポリシースポーツへの挑戦」の共著がある。ディメオも同じくスターリング大学教授で「1876-1976年におけるスポーツにおける薬物使用の歴史」「スポーツにおけるアンチ・ドーピングの危機」の著書がある。本書の構成は以下である。

はじめに

ここでは、1960年のローマ五輪での自転車競技におけるデンマークのイエッセンの死（興奮剤アンフェタミンの服用によるものとされたが事実確認はない。2017年まで世界アンチ・ドーピング機構：WADAのWEBサイトに掲載されていた）に象徴的な「アンチ・ドーピング」のキャンペーンが、1990年代にWADAを誕生させ、IOCと連携したアンチ・ドーピング・ポリシーが、アスリートの意向を考慮せず、「アスリートの健康とスポーツの公正さ、誠実さを守ることを目的とする」という極めてシンプルなメッセージの下でWADAの権力の拡大とアスリートへの処罰を正当化してきた問題点を指摘している。

第一章 近代スポーツにおけるドーピングとアンチ・ドーピングの起源

初期の実験／アンチ・ドーピングの誕生

ここでは「スポーツ文化という文脈でのプロの概念が生まれたことが20世紀のスポーツ界に劇的な影響をもたらす大きな変化になったこと」を指摘し、上中流階級でのアマチュア的な道徳面を重視した側面と商業的な側面を持ち、19世紀末にはプロのアスリートが登場したことを指摘する。そして初期の「コカイン」や「ストリキニーネ」の使用に関わる問題点が懸念されてきたこと。1908年のロンドン五輪マラソンでのイタリアのピエトリが興奮

剤ストリキニーネの投与により意識朦朧でゴール（有名なシーン）したことなどの背景が、産業生産性の向上を目指す「科学的製造業」の台頭と時を同じくしていることを指摘している。また 1925 年に英國サッカーチーム・アーセナルの監督が選手たちに興奮剤を投与したこと自伝に記載していることから、當時医師からのサポートも受け入れられ許容されていた可能性を指摘する。

アメリカの著名な運動生理学者カルポビッチは、1941 年に商業主義的利用に懸念は抱いていたものの、規制や禁止を提案しなかったこと。1928 年にスウェーデンのエドストローム（後の IOC 会長で国際陸連 IAAF 会長も務めた）がアマチュアリズムの立場を明確にした IAAF 規則を採択したこと。しかし、その一方で IOC や IAAF の所管しないサッカー選手や自転車選手は適応対象外とされ、「アマチュア選手対プロ選手」という枠組みの中で、副作用による健康問題もあまり論議されておらず、医学的な見地とは部分的にしか関連しないという社会的な文脈の中で生じたものとしている。

第二章 覚醒剤とステロイド

アンフェタミン類／ステロイド／スポーツは日常生活を映す鏡／スポーツの意味をめぐる戦いの始まり

ここでは、第 2 次世界大戦終了後、精神刺激薬（アンフェタミン類）のメリットが認識され、スポーツ界に導入されることとなったこと。米国の大学スポーツ、ボクシング、アメリカン・フットボール、陸上競技、自転車競技に使用されたことが指摘されており、1948 年のロンドン五輪や 1952 年のヘルシンキ五輪での薬物使用の可能性も指摘している。そして、カルポビッチの指摘した「エルゴジェニック（仕事量増加と競技力向上）」に関わる男性ホルモン（療法）研究はあったもののステロイド使用の形跡はなかったとしている。1950 年代後半からアナボリック・ステロイドの使用がウェイトリフティングなどを中心に実施され、米国の医師ジーグラーが製薬会社によるアナボリック・アンドロジェニック・ステロイドを米国市場に導入したことを指摘する。そしてトップレベルのストレングス・スポーツ選手だけではなく下位の選手にも使用が広がっていったこと。1976 年までステロイドはアンチ・ドーピングの対象とはなっていなかったことからも 1980 年代までディアナボル（商品名）の米国内販売は続いていたこと、そして 1960 年代から 70 年代にかけてアスリートの多くにステロイドの使用が認められたことを指摘している。日常生活での医薬品の利用が一般的になったことからも「スポーツは日常生活を映す鏡」として、趣味のアスリートにも真剣なアスリートにも競争力を支援するために「合法であって不健康ではない手段」を試すことは当然の帰結であったと指摘する。そして、1960 年代からスポーツの意味（薬物使用の是非）をめぐる「戦い」が始まったことを指摘する。

第三章 ドーピング検査の始まり

ドーピング検査の起源、イタリア／道徳と邪悪／ルールと検査の具体化／初期のアンチ・ドーピングに対する反応

イタリア国立スポーツ科学研究所は 1962 年にアンチドーピングに対する組織的規約を

定めてキャンペーンと検査を開始し、サッカー界では1%程度であったが自転車競技界では半数を超える選手が使用していたことが指摘された。この時点での取り組みは教育プログラムと検査によって健康へのリスクを低減する方針であり、オリンピックやアマチュアリズムにおける“クリーン”なスポーツに関する道徳的な正当化は含まれていなかった（下線・山崎）ことを指摘する。また精神刺激薬は、効果が短期的なため競技直前又は直後の尿検体から検出されることから、“自然”と“人工”的対比という曖昧な枠組みで検査システムが進まざるを得なかつたことも指摘している。また1963年には欧州評議会が「薬物使用は医学的、道徳的、法律的、社会的、商業的影響を含む“社会悪”」とする公式報告書を提出したことも指摘している。

1964年の東京五輪からアンフェタミン類の検査体制が導入されたが、初期のアンチ・ドーピングに対する反応は1965年や1966年の自転車レースでは、選手によるサポタージュ運動が展開されるなど、特に過酷な自転車競技ではレースを実現するためには薬物の使用は“不可避である”との認識があったことを指摘している。しかし、この頃のドーピングの検査システムではステロイドホルモンは検査対象外であったこと。そして過酷な競技環境に置かれたアスリートが直面するプレッシャーの根本的な原因に目を向けていなかったことも指摘している。

第四章 ドーピング、流行病となる

負け戦の開始／検査の開発／ステロイドをめぐるモラル・パニックとその影響

1970年代から80年代に至るアナボリック・アンドロジェニック・ステロイドの使用は、トレーニング・プログラム全体に渡る使用と検査前での使用を中止することによりアンチ・ドーピング検査は路線変更を余儀なくされ、競技中の検体入手だけでは対応できなくなってきたこと。1980年と1984年の五輪の頃には各国で東西冷戦や国威発揚など“国家ぐるみ”や“競技団体ぐるみ”でのアスリートへの適応が進み、オリンピック運動の本質そのものとその存続を脅かすコントロール不可能な流行になっていたことを指摘する。

旧東独での<国家計画14.25>では、国家・競技団体・医師などからなる“システムとしての組織ぐるみのドーピングの実施と隠蔽”が進められたこと。そしてこれに対処するためには大会中だけではなくアスリートが“年間を通じて頻繁に検査を受ける包括的なシステムが不可欠となること”を指摘する。そして、1983年のパンアメリカン・ゲームスでは、多くの選手が検査の実施に対して出場を辞退する事態があったことを指摘する。

第五章 無邪気な時代の終わり

ベン・ジョンソンー一般大衆の認識を変えたオリンピック・スキャンダル／ジョンソン・スキャンダルへの反応／東ドイツのシステムが明らかに／運動能力向上の文化

1988年のソウル五輪でのベン・ジョンソンのスタロゾール使用（より長期的な使用）に関わる事件は、アンチ・ドーピングに関するより大きなキャンペーンを生み出したが、1990年までに多くの利害関係団体で以前と比較してドーピング物質の供給をコントロールするためのより厳格なアプローチが推奨されるようになったことを指摘している。

しかし、1989 年のベルリンの壁の崩壊により東独が消滅すると、前出の <国家計画 14.25 >を始めとするドーピング・プログラムに関する事実（13 歳からアナボリック・ステロイドの投与があったことなど）が明らかになったこと。特に女子選手の経験談などのエビデンスが、ドーピングに対する懸念が“不正”よりも“健康被害”に移行したこと、及び意図的にドーピングしたアスリートよりも虐待にさらなる批判が高まったとことを指摘する。また東独の高校生、非エリート選手などがこれらの薬物を入手できたというエビデンスがなかったことからも「国家的システム」であったことを指摘した。しかし、アンチ・ドーピング・コントロール強化にもかかわらず、持久力向上のための「血液ドーピング」や「エリスロポエチン（EPO）」などの発見不能な薬物が様々なスポーツで幅広く使われるようになったこと。また“出場停止”に対する法的手続きの不透明さによっても、異議申し立てが長引く事例があったことも指摘している。

第六章 スキャンダルに立ち向かう

スポーツ界と一般社会で認識されているステロイドのリスク／難しい事例／批判のエスカレート－命も奪う EPO／一九九八年のツール・ド・フランスのスキャンダル／世界アンチ・ドーピング機構（WADA）

アンチ・ドーピングのターゲットは必ずしも「適確には対応していない」部分も指摘され、試験所のミス、サプリメントへの不純物混入、医薬品の不適切使用などで競技から追放される選手の存在を指摘する。

スポーツ界の「懲罰的」な対応は“クリーンなスポーツ”的メッセージにこだわり、あらゆるルール違反に対して、競技人生、さらに引退後まで続くスティグマとなるような懲罰を課し妥協を許さない WADA のアプローチの在り方も指摘している。

1992 年のバルセロナ五輪は大きなスキャンダルなしに終わったものの、各種の新たな薬物が市場に登場し、アスリートが使用するようになったこと。一例として喘息治療の気管拡張薬クロンプテロールの使用はアナボリック・ステロイドのカテゴリーに移されたこと。サッカーのスーパースター、マラドーナが陽性反応を示した“エフェドリン”は精神刺激薬としては禁止されているが、風邪薬や栄養サプリメント（米国版には混入、アルゼンチン版には未使用で、米国版を摂取した？）に含まれていることなど複雑な状況があることが指摘されている。女子長距離選手のメアリー・デッカー（1984 年ロス五輪代表）は、1996 年のアトランタ五輪直前の検査で、テストステロンヒエピステロンの比（ステロイド使用の指標）が 6 対 1 を超えて陽性とされたが、長期間にわたって避妊用ピルを服用していた高齢女性では結果を正しく判定できないことから、本人が長期間にわたる調停を求める事態となったことを指摘した。

持久力向上のため自分の血液を保管後再注入する「血液ドーピング」に加え、新たなドーピング対象のエリスロポエチン（EPO）は、1990 年代から 2000 年代にかけて様々な持久系アスリートに使用された。2000 年代初頭までは、遺伝子組み換えによる外因性の EPO と腎臓からの内因性の EPO との区別は困難であったことから、イタリア自転車競技にかかわ

る医師が“コンコーニ・カクテル”と称する処方が主力競技者の 80%に服用されていたことを指摘している。

しかし EPO の過剰摂取と死亡事故との因果関係に関する報道には明確な根拠がないものの、ドーピングに関する批判は過剰にエスカレートしていったこと。そのことがアスリートの権利侵害や不公平な懲罰など様々な懸念を覆い隠してしまったことも指摘している。

1998 年のツール・ド・フランスでの主力 2 チームに代表される薬物使用問題に関する警察の調査は 3 年間に渡っておこなわれ、国際自転車競技連盟には IOC と同様にドーピングを防ぐ能力がないことが明らかになったこと。そして 1999 年に世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) が設立され戦略（集中化、標準化そして官僚主義化）が大きく変容したことを指摘する。

第七章 新たなアプローチ

変わらぬ状況／二〇〇三年版の世界アンチ・ドーピング規定／成功／組織的ドーピングは続く／自転車競技－組織的ドーピングの改革／ロシア・クライシス

オリンピック・ムーブメントや他のプロスポーツに商業主義的資金が流入したことは、スポンサー契約、賞金、政府やチームとの有利なプロ契約を許容し、下位チームにまである程度の利益をもたらすこと。そして様々な薬物使用に対する検査システムがいまだ十分に確立されていないことなど、ドーピングを可能とするするための条件（阻止はできない）は十分に揃っていたことを指摘する。

一方、大会期間外の検査官の要請に「不在（検査拒否とみなされるため）」のケースでの出場停止処分の事例も処分の妥当性の問題を含め指摘されている。また、WADA のシステムでは、組織的・個人的ドーピングによる“ズルが現在進行形”である状況とともに、他方不透明な意思決定プロセスによる不当な判定の存在も指摘されている。2003 年の WADA の規定では、運動能力向上のメリットの高いアナボリック・ステロイドとペプチドホルモンのカテゴリーの物質が検出された場合すべての大会への出場資格が 2 年間停止される（他の物質の制裁期間は短い）。

また、“スポーツの精神”に反するという定義の曖昧な既定の問題点も指摘し、アスリートのプライバシーに関しては、使用しているすべての薬物の申告という個人情報提供が求められている。2008 年からは、“生体パスポート”という概念で、ヒト成長ホルモン、EPO、血液ドーピングなどのデータベース化が導入されたが、組織的ドーピングは継続していたことを指摘する。

ツール・ド・フランス 7 連覇を果たしたアームストロングと永久追放されたフェラーリ医師とのスキャンダルや 2006 年にスペイン警察に捜査されたフエンテス医師などの問題は世界自転車連盟 (UCI) にも改革を迫ったことを指摘する。しかし、2016 年にロシアの WADA 検査機関の検体すり替えなどの組織ぐるみのスキャンダルが発覚し、ロシアのオリンピックからの排除が現実のものとなった。

このことについて“各国の指導者、医師、科学者らがアンチ・ドーピングを掘り崩さず支

持し、ある種の人にとって誘惑を振り切るにはグローバル・スポーツがもたらす栄光は大きすぎる”と指摘している。

第八章 問題と提言

アンチ・ドーピングの効果のなさ／新型コロナウィルスとアンチ・ドーピング／巻き添え被害／アマチュアのアスリート／アスリートに関わってもらい、組織的ドーピングの対応する／前進する道

本章ではアンチ・ドーピングの効果のなさを評価し、不公平な罰則の対象となったアスリートの事例から“一見手に負えない問題”への提言を行っている。

ロシア・スキャンダルと同じくルーマニアの国立アンチ・ドーピング機構では医師であるヴィジアラ会長が組織ぐるみの隠蔽を行ったことは WADA の中心的な矛盾であり、WADA とその関係者はアスリートをほとんど信用せずプライバシーを侵害する様々な監視方法により“軽微な違反”をも処罰していること。更に、各競技連盟の指導部や規制に関わるスタッフはルールに従うことを前提としている批判する。

2020 年からのコロナ・パンデミックは、検査件数の激減を招きドーピングの抑止力が弱まること。そして故意のドーピング以外による出場停止や違反の状況と著しく釣り合わない処分はゼロ・トレランスに基づく“クリーンなスポーツ”の代償であることを指摘する。

しかし、選手生活を断念したアスリートは、“アンチ・ドーピングの科学に見捨てられた”、“一生このドーピング疑惑で自分が汚される”と訴える事態の深刻さも指摘する。そして運動能力に影響がある可能性が極めて低いほどの微量であるにもかかわらず違反となる“しきい値”の問題(定性的評価と定量的評価)を指摘する。ノルウェーのスキー選手ヨーハウグは、チームドクターの助言に従って“荒れた唇に塗ったリップクリーム”が原因で禁止薬物のステロイド類が検出され 18 カ月の出場停止処分を受けたこと。またアマチュアやベテランのアスリートが WADA の対象として処分されることは“権限外”であることを指摘し、運動能力と競技成績向上を目指すアスリートを“単純にステレオタイプ化”することではなく、アスリートがルールの正当性やプライバシー尊重、条件の平等性などにコメントできることによってアスリートを尊重し支援するスタンスこそが“前進への道”であると結んでいる。

治療のための薬物使用に関しては禁止薬物リストにあるものが多い。対応する医師は「TUE (Therapeutic Use Exemption) 申請」をする必要があり、参加する大会の 30 日前までにこの申請がない（もしくは申請が却下される）と禁止薬物・禁止方法違反としてドーピング規則違反となる（2021 年の世界アンチ・ドーピング規定、治療使用特例に関する国際基準）。その基準は、①使用しないと健康に重要な影響が出る、②他に代えられる治療方法がない、③健康を取り戻す以上に競技力を向上させない、④ドーピングの副作用に対する治療ではないことで、特に③と④は難しい選択が求められる。

ドーピング問題は、一方では“スキャンダル”として WADA に代表されるアンチ・ドーピング側の敵として“スポーツ倫理にあるまじき行為”と非難されるが、他方 WADA の検査シ

システムには限界があることも事実である。アスリートの権利の擁護や身体・精神的健康の問題、そして多くの人々のスポーツの価値観などを含めどのように取り組むべきかということは WADA や IOC や国際競技団体の枠内のみにとどまる問題とは到底思われない。

（山崎健・新潟大学名誉教授／新日本スポーツ連盟附属スポーツ科学研究所所長）

【事務局通信】(2025.11.30.)

今回は「スポーツ科学研究所通信」第 30 号（2025 年 9 月 18 日）以降に開かれた第 51 回運営委員会および第 52 回運営委員会について報告します。

第 51 回運営委員会報告

〈開催日〉 2025 年 9 月 20 日(土) 13:00~15:00

〈主席者〉 所長：山崎健、副所長：山下高行、編集委員長：坂なつこ、事務局長：青沼裕之
運営委員：市井吉興、功刀俊雄、棚山研、青野桃子、石川正三、佐藤信樹

〈議題〉

- ①叢書第 1 卷の編集状況の確認
- ②叢書第 2 卷の構想・出版（要旨、章立て、執筆者）の再確認
- ③市井さんと青野さんによる叢書第 3 卷の構想について
- ④その他

〈審議の内容と決定事項〉

- ①叢書第 1 卷の編集状況を確認
 - ・原稿 2 篇が現時点でも未提出。
 - ・すべての原稿が提出された段階で著者校正に回る予定。
 - ・叢書刊行の辞の検討。
 - ・出版は 11 月末から 12 月初旬になる予定。
- ②叢書第 2 卷の構想・出版（要旨、章立て、執筆者）の再確認
 - ・第 2 卷の執筆者会議を近々開催する。
 - ・執筆者会議での話し合いのもとに、編集・出版計画を具体化する。
- ③市井さんと青野さんによる叢書第 3 卷の構想について
 - ・市井提案を受けて叢書第 3 卷の構想について議論した。
 - ・市井提案は、叢書第 3 卷「スポーツとレジリエンス：プロソーシャルなスポーツ文化の構築に向けて（案）」のテーマ、構想をラフスケッチするものであった。
 - ・出席者全体の意見として大筋の賛同が得られた。
- ④その他
 - ・『現代スポーツ研究』第 9 号を今年度内に発行する必要があるので、原稿募集に取りかかる。